

【水道の基本料金を減免します】

物価高騰の影響を受けている市民や事業者の経済的負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金を減免します。

減免対象期間 令和8年6月請求分

対象者

- ・ 甲賀市水道事業と給水契約をしている水道使用者（日野町、官公庁等を除く）

期間と金額

・ 減免の期間

令和8年6月請求分

（令和8年4月～5月使用分・1回限り）

3月	4月	5月	6月
検針		検針	基本料金 減免請求月
通常	基本料金減免		通常料金

請求月	口座振替日	納付書発送日	料金
6月	6月30日(火)	6月10日(水)	基本料金減免
8月	8月31日(月)	8月12日(水)	通常料金

・ 減免の金額

水道料金のうち基本料金

金額はメーター口径によって異なります

水道料金（2か月につき）（消費税10%込）

メーター口径及び用途	基本料金		超過料金（2か月あたり1m ³ につき）	
	水量	料金	水量	料金
13mm	20m ³ まで	2,838.00円		
20mm		6,974.00円		
25mm	-	10,868.00円		
30mm	-	15,532.00円	1m ³ ～20m ³	187.00円
40mm	-	28,468.00円	21m ³ ～40m ³	209.00円
50mm	-	44,000.00円	41m ³ ～100m ³	236.50円
75mm	-	98,384.00円	101m ³ ～200m ³	258.50円
100mm	-	173,470.00円	201m ³ 以上	280.50円
150mm	-	393,580.00円		
200mm	-	688,776.00円		
公共用（非住宅用）	10m ³ まで	1,419.00円		

この金額を減免します

減免の手続き

- **申込手続きは不要です。**

使用水量等のお知らせの見方

使用水量等のお知らせ

様

設置場所

水栓番号

口径 mm ←メーター番号

検計日 年 月 日

検計員

今回指示数①	m ³
前回指示数②	m ³
メーター取替前水量③	m ³
今回使用水量①-②+③	m ³
(参考)前回の使用水量	m ³
前々回の使用水量	m ³
前年同期の使用水量	m ³

水道料金

請求予定金額	月分	円
--------	----	---

口座振替の方は、年 月 日振替予定です。

下水道使用料等

請求予定金額	月分	円
--------	----	---

口座振替の方は、年 月 日振替予定です。

※上記金額は、消費税等相当額を含みます。
※この用紙では、納付することはできません。
現金納付の方は、翌月および翌々月に送付する納付書でお支払いください。

お知らせ欄

口径により減免額が変わります。

6月分が減免の対象です。

減免後の金額が表示されます。口径が13mm、20mmで使用水量が20m³までの場合は0円となります。

下水道使用料の減免はありません。

次のコメントが入ります。「6月請求の水道基本料金を減免いたします。日野町の方や官公庁等は対象外です。」

その他

- ・ 使用開始や閉栓の時期により、減免料金が異なる場合があります。
- ・ 口径が13mm又は20mmで使用水量が基本水量（20m³）までの場合は、請求額が0円になるため、納付書の送付や口座振替はありません。
- ・ 減免終了後は、現行単価表どおりの請求となります。
- ・ 詐欺にご注意を！
今回の減免について、銀行口座等の情報をお聞きすることはありません。不審な電話や訪問があった場合は、すぐに警察や市役所にご相談ください。

共同住宅について

- ・ 管理会社等が1つのメーターで甲賀市と給水契約している場合は、管理会社に減免が適用されます。
- ・ 入居者が甲賀市と給水契約している場合は、入居者に減免が適用されます。

- ▶ 1つのメーターで給水契約をしている共同住宅を管理されている方へ
・ 入居者の皆様に今回の支援が行き届くよう、入居者へ水道料金を請求される際は、減免金額相当分を差し引くなどご配慮をお願いします。